

保 健 衛 生 課



# 事業概要

## 第1節 感染症対策

国は、新興・再興感染症への対策や感染症患者の人権の尊重等の観点から、総合的な感染症対策を推進するため、平成10年10月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）を制定し、翌4月に施行した。

平成15年10月には、重症急性呼吸器症候群（SARS）等の国外における感染症の発生や高病原性鳥インフルエンザ等の動物由来感染症対策を強化するため同法を改正し、新たに一類から五類までの5つの類型に感染症を分類し、各類型に応じた予防・発生時対策等を講じている。

平成18年12月には、テロの未然防止に関する病原体等の管理体制の確立、最新の医学の知見に基づく感染症分類の見直し及び結核対策の見直しのため同法を改正し、感染症を巡る環境の変化に対応できる体制を整備している。

また、平成20年5月には、新型インフルエンザの発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況を踏まえ、同法を改正し、鳥インフルエンザ（H5N1）を二類感染症に追加するとともに、感染症の類型に「新型インフルエンザ等感染症」を追加し、当該感染症を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とする等の所要の規定を整備した。

本県においては、感染症発生動向調査の実施により、感染症の発生情報を収集・分析し、週報として県民、医療機関に対し情報を提供している。また、ホームページ「青森県結核・感染症情報ネット」を整備し、結核・感染症に関する国内外の最新の情報についても提供し、県民に対し感染症に係る知識の普及及び注意喚起を行い、広く感染症対策を図っている。

### 1 一類～四類感染症

平成22年における一類から四類感染症として届出された患者数は合計で362人である。その内訳は、結核（二類感染症）326人、コレラ（三類感染症）1人、細菌性赤痢（三類感染症）1人、腸管出血性大腸菌感染症（三類感染症）16人、A型肝炎（四類感染症）2人、つつが虫病（四類感染症）11人、ライム病（四類感染症）2人、レジオネラ症（四類感染症）3人である。

### 2 五類感染症（全数把握）

平成22年における五類感染症（全数把握）の患者数は合計で27人である。その内訳は、アメーバ赤痢3人、ウイルス性肝炎（E型・A型肝炎を除く。）2人、急性脳炎2人、クリプトスポリジウム症5人、クロイツフェルト・ヤコブ病3人、後天性免疫不全症候群3人、ジアルジア症1人、バンコマイシン耐性腸球菌感染症1人、麻しん7人である。

### 3 五類感染症（定点把握）

平成22年における主な五類感染症（定点把握）の患者数は、インフルエンザ（新

型インフルエンザ等感染症を含む。) 1, 146人、感染性胃腸炎9, 718人、流行性耳下腺炎1, 603人、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎1, 446人、水痘2, 537人などとなっている。インフルエンザについては、県内65定点医療機関からの各週ごとの届出数の年間合計であり、感染性胃腸炎、流行性耳下腺炎、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎及び水痘については、県内42定点医療機関からの各週ごとの届出数の年間合計である。

第1表 感染症発生状況

(単位：人)

類型	感染症名	21年	22年
一類	エボラ出血熱		
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
二類	急性灰白髄炎		
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナイムであるものに限る。）		
	結核	331	326
三類	鳥インフルエンザ（H5N1）		
	腸管出血性大腸菌感染症	35	16
	コレラ		1
	細菌性赤痢		1
	腸チフス	1	
四類	バラチフス		
	E型肝炎	1	
	A型肝炎		2
	黄熱		
	Q熱		
	狂犬病		
	炭疽		
	鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。）		
	ボツリヌス症		
	マラリア		
	野兔病		
	ウエストナイル熱		
	エキノコックス症	1	
	オウム病		
	オムスク出血熱		
	回帰熱		
	キャサヌル森林病		
	コクシジオイデス症		
	サル痘		
	腎症候性出血熱		
	西部ウマ脳炎		
	ダニ媒介脳炎		
	つつが虫病	16	11
	デング熱		
	東部ウマ脳炎		
	ニパウイルス感染症		
	日本紅斑熱		
	日本脳炎		
	ハンタウイルス肺症候群		
	Bウイルス病		
	鼻疽		
	ブルセラ病		
	ベネズエラウマ脳炎		
	ヘンドラウイルス感染症		
	発しんチフス		
	ライム病		2
	リッサウイルス感染症		
リフトバレー熱			
類鼻疽			
レジオネラ症	5	3	
レプトスピラ症			
ロッキー山紅斑熱			

類 型	感染症名	21年	22年	
五類 全数 把握	アメーバ赤痢	4	3	
	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）	1	2	
	急性脳炎（ウェストニル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）	4	2	
	クリプトスポリジウム症	9	5	
	クロイツフェルト・ヤコブ病		3	
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	3		
	後天性免疫不全症候群	7	3	
	ジアルジア症		1	
	髄膜炎菌性髄膜炎			
	先天性風しん症候群			
	梅毒			
	破傷風	2		
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症		1	
	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症			
	風しん			
	麻しん	11	7	
	定点 把握	RSウイルス感染症	653	728
		咽頭結膜熱	435	496
		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	3,059	1,446
感染性胃腸炎		7,566	9,718	
水痘		2,580	2,537	
手足口病		2,490	1,130	
伝染性紅斑		469	1,012	
突発性発しん		1,010	973	
百日咳		16	14	
ヘルパンギーナ		347	1,947	
流行性耳下腺炎		704	1,603	
インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）		38,461	1,146	
急性出血性結膜炎		3	3	
流行性角結膜炎		201	248	
性器クラミジア感染症		338	332	
性器ヘルペスウイルス感染症		74	97	
尖圭コンジローマ		68	55	
淋菌感染症		99	88	
クラミジア肺炎（オウム病を除く。）				
細菌性髄膜炎		1	2	
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症				
マイコプラズマ肺炎		393	479	
無菌性髄膜炎				
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	131	104		
薬剤耐性緑膿菌感染症	2	13		
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ	※1 273	※2	
	再興型インフルエンザ			

※1 新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者数は平成21年第35週までのPCR検査確定例

※2 患者数はインフルエンザ（五類定点把握）に含む。

#### 4 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ対策を総合的に推進するため、以下の対策等を行った。

- (1) 総合対策として、新型インフルエンザ対策本部、医療協議会、地域協議会を開催し、医療及び生活基盤の確保対策を行った。
- (2) パンデミック時の抗インフルエンザウイルス薬不足に備え、抗インフルエンザウイルス薬（タミフル・リレンザ）の備蓄を継続した。
- (3) 新型インフルエンザの重症化を防止するため、市町村が低所得者を対象に実施したワクチン接種費用を軽減する事業への補助を行った。
- (4) 新型インフルエンザ対策の促進を図り、事業活動への影響を最小限に抑えるため、県内2箇所では社会福祉事業者等を対象とした危機管理セミナーを開催した。
- (5) 平成21年4月に発生した「インフルエンザ（H1N1）2009」への対策や「県新型インフルエンザ対策行動計画」の内容等を検証し、この検証結果を踏まえ、行動計画の見直しを行った。

#### 5 予防接種

平成6年10月からの予防接種法の改正により、予防接種が義務接種から勧奨接種となり、また、予防接種の対象疾病の変更、個別接種の推進、予防接種による健康被害者に対する救済施策の充実等が行われた。

第2表 予防接種実施状況の推移

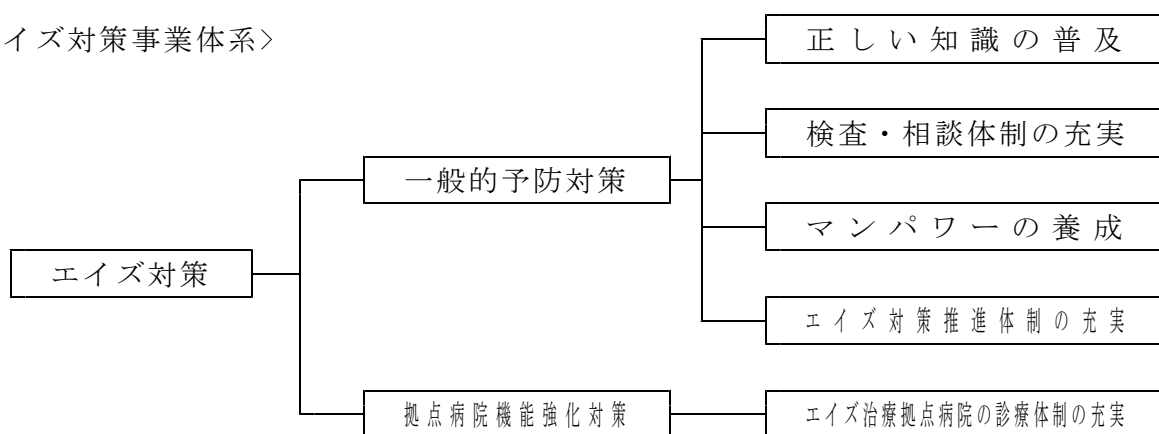
区分		年度	16	17	18	19	20	21
急性 灰白 髄炎	対象者数		34,329	31,552	31,971	30,465	31,484	29,611
	実施者数		24,222	22,169	20,403	20,080	20,978	18,858
	実施率		70.6	70.3	63.8	65.9	66.6	63.7
麻しん 風しん	第1期	対象者数			12,895	12,303	11,367	11,239
		実施者数			10,752	10,655	9,584	9,612
		実施率			83.4	86.6	84.3	85.5
麻しん 風しん	第2期	対象者数			12,902	12,836	12,760	11,508
		実施者数			10,583	11,540	11,450	10,815
		実施率			82.0	89.9	89.7	94.0
〔単 抗 原 を 含 む〕	第3期	対象者数					14,152	13,943
		実施者数					12,507	12,833
		実施率					88.4	92.0
〔単 抗 原 を 含 む〕	第4期	対象者数					14,751	15,141
		実施者数					12,159	13,043
		実施率					82.4	86.1
麻しん	対象者数		19,504	19,958				
	実施者数		11,841	12,329				
	実施率		60.7	61.8				
風しん	対象者数		24,708	28,693				
	実施者数		12,530	18,253				
	実施率		50.7	63.6				

## 6 エイズ対策

エイズ（後天性免疫不全症候群）は、ヒト免疫不全ウイルス（以下「H I V」という。）に感染することにより引き起こされる病気であるが、現在のところ、ワクチン等による予防接種や根本的治療方法がないため、H I Vに感染しないための予防知識の啓発普及を行うとともに、保健所においてエイズに不安を持つ人達に対する相談や匿名での無料血液検査を実施している。

また、重症患者に対する総合的・専門的医療を行うため、エイズ診療の拠点となるエイズ治療拠点病院を選定し、医療体制の整備を進めているほか、実際に診療・ケアできる医療従事者を養成するための研修等に関係者を積極的に派遣している。

〈エイズ対策事業体系〉



第3表 エイズ相談、血液検査実施状況 (単位：件、人)

年度	区分	相談件数		採血件数		血液検査(スクリーニング)状況	
		男	女	男	女	陰性	陽性
17		751	481	224	162	385	1
18		881	529	283	164	446	1
19		779	555	244	185	428	1
20		727	552	230	212	441	1
21		421	284	171	144	315	0
22		370	190	148	91	238	1

※平成18年10月より青森市分を除く

第4表 エイズ患者、H I V感染者の届出状況 (単位：件、人)

年度	区分	エイズ患者		H I V感染者		年度末累計数		
		男	女	男	女	患者	感染者	計
元～16		10	1	17	2	11	19	30
17		3	0	3	0	14	22	36
18		1	0	4	0	15	26	41
19		3	0	2	0	18	28	46
20		1	0	4	0	19	32	51
21		5	0	2	0	24	34	58
22		1	0	2	0	25	36	61

※エイズ患者数、H I V感染者数は届出時における状況

## 第2節 結核予防対策

本県の結核罹患状況は、昭和26年「結核予防法」制定以来、大幅に改善してきているが、本県の主要な感染症である。結核の罹患率減少を果たすため、平成17年4月「青森県結核予防計画」を策定し、結核患者の早期発見、適正医療の普及、患者支援の徹底、接触者健康診断の徹底、予防接種の推進、人材育成の推進、医療関係者等の研修会を重点的に実施している。なお、結核予防法は平成19年4月に廃止され、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「法」）に統合された。

### 1 結核死亡者数等の推移

本県の結核死亡率は、平成13年から全国平均を下回っていたが、平成20年、平成21年は結核死亡者が増加し、全国平均を上回っている。

第5表 結核死亡者数等の推移 (単位：人)

区分 年次	青 森 県		全 国	
	死 亡 者 数	死亡率(人口10万対)	死 亡 者 数	死亡率(人口10万対)
17	13	0.9	2,295	1.8
18	17	1.2	2,267	1.8
19	16	1.1	2,188	1.7
20	30	2.2	2,216	1.8
21	28	2.0	2,155	1.7

※死亡率=(年間結核死亡者数)÷(人口)×10万

### 2 結核登録患者の状況

平成22年末の結核登録患者数は611人で前年を93人下回り、新登録患者は188人で前年を50人下回った。

第6表 全登録患者数及び新登録患者数の推移 (単位：人) H22は概数

区分		年次	18	19	20	21	22
全登録 患者数	青森県		719	711	818	704	611
	全 国		65,695	63,556	62,244	59,573	55,583
新登録 患者数	青森県		268	232	296	238	188
	全 国		26,384	25,311	24,760	24,170	23,082

第7表 罹患率及び有病率の推移 (人口10万対) H22は概数

区分		年次	18	19	20	21	22
罹患率	青森県		18.8	16.5	21.3	17.4	13.7
	全 国		20.6	19.8	19.4	18.9	18.2
有病率	青森県		14.1	11.1	12.5	11.5	10.1
	全 国		17.2	16.2	15.7	14.8	14.0

※罹患率=(年間新登録患者数)÷(人口)×10万

※有病率=(年末活動性全結核患者数)÷(人口)×10万

第8表 新登録者の年齢別階層

(単位：人、%)

年次 区分	18		19		20		21		22	
	患者数	百分比	患者数	百分比	患者数	百分比	患者数	百分比	患者数	百分比
0～4歳	0	0.0	2	0.9	0	0.0	2	0.8	0	0.0
5～9歳	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10～14歳	1	0.4	0	0.0	0	0.0	1	0.4	0	0.0
15～19歳	1	0.4	0	0.0	3	1.0	1	0.4	2	1.1
20～29歳	15	5.6	14	6.0	12	4.1	7	2.9	10	5.3
30～39歳	14	5.2	17	7.3	21	7.1	18	7.6	10	5.3
40～49歳	22	8.2	28	12.1	25	8.4	13	5.5	8	4.2
50～59歳	39	14.6	26	11.2	31	10.5	25	10.5	25	13.3
60～69歳	36	13.4	33	14.2	43	14.5	45	18.9	33	17.6
70歳以上	140	52.2	112	48.3	161	54.4	126	53.0	100	53.2
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総数	268	100.0	232	100.0	296	100.0	238	100.0	188	100.0

### 3 定期健康診断及びBCG接種（定期予防接種）

結核の早期発見、早期治療を図るため、健康診断、予防接種の徹底に努めている。

定期健康診断は、施設長が行う被収容者への定期健診、事業者が行う定期健診、学校長が行う定期健診、市町村長が行う定期健診があり、主に胸部レントゲン撮影を実施している。予防接種は、予防接種法（結核予防法廃止後）に基づき、生後6ヶ月に至るまでの間を対象とした定期予防接種が実施されている。

第9表 BCG接種実施状況

区分 年度	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
18	11,201	9,166	81.8
19	11,056	10,041	90.8
20	11,660	9,782	83.9
21	9,808	9,166	93.5
22	9,882	9,412	95.2

第10表 エックス線検査実施状況(単位：人)

年度	区分	間接撮影	直接撮影	計
平成18年度		130,758	23,965	154,723
平成19年度		144,786	35,967	180,753
平成20年度		133,279	34,853	168,132
平成21年度		134,426	28,938	163,364
平成22年度		135,582	38,012	173,594

#### 4 接触者健康診断

法第17条の規定により、新たな感染者の発見と発病予防、接触者からの新たな発病者の早期発見のため、接触者検診を実施し、家庭内感染やまん延の防止に努めている。

第11表 接触者健康診断の状況 (単位：人)

区分 \ 年	18	19	20	21	22
保健所実施	3,183	2,404	2,997	3,674	2,157
医療機関委託等	4,405	2,997	2,773	2,473	1,643

#### 5 登録患者の精密検査（管理検診）

結核回復者の再発の早期発見及び治療中断または放置している患者に対し、病状悪化の早期発見や受療復帰への指導のために検診を実施している。保健所以外で検診を実施した患者については定期病状調査等により検診状況の把握に努め、また肺外結核や遠隔地の患者については医療機関に委託して検診を行っている。

第12表 精密検査（管理検診）の状況 (単位：人)

区分 \ 年度	18	19	20	21	22
保健所実施	115	67	51	42	41
医療機関委託等	219	242	189	239	305

\* 「医療機関委託等」に定期病状調査、他の受診確認を含む

#### 6 結核患者家庭訪問

直接服薬確認療法（DOTS）の実施や、保健指導、患者の状況把握のため、保健師等により登録患者の訪問指導を実施している。

第13表 結核患者訪問状況 (単位：人)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
542	526	393	518	551

#### 7 結核医療費公費負担（法第37条、第37条の2）

結核のまん延を防止する必要があると認められ、結核指定医療機関に入院勧告または措置をした場合や、結核の適正な医療を普及するため、結核診査協議会による承認に基づき、結核医療費に係る公費負担を行っている。

第14表 結核医療費公費負担の状況 (単位：円) H19以降は青森市分を除く

区分 \ 年度	18	19	20	21	22
一般医療費	6,312,711	3,995,722	4,974,958	3,307,041	3,288,281
入院医療費	23,539,147	25,534,803	31,783,847	29,284,568	32,670,100
計	29,851,858	29,530,525	36,758,805	32,591,609	35,958,381

第15表 結核医療承認等の状況

(単位：件、%)H19以降は青森市分を除く

区分	年	18	19	20	21	22
申請件数		426	234	458	316	297
承認件数		422	232	456	311	290
申請対承認率		99.1	99.1	99.6	98.4	97.6

第16表 入院勧告数

(単位：人) H19以降は青森市分を除く

平成18年末	平成19年末	平成20年末	平成21年末	平成22年末
28	25	24	30	23

### 第3節 難病対策

#### 1 特定疾患治療研究事業

特定疾患治療研究事業については、昭和48年度から県が実施主体となり、患者が医療機関等において当該疾患に係る医療を受けた場合の医療費の自己負担分について医療給付を行っているもので、平成15年10月から、患者の生計を維持している者の所得状況に応じた患者一部負担が導入された。

ただし、スモン、プリオン病、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、重症多形滲出性紅斑（急性期）の5疾患及びその他の疾患で重症と認定された者については、全額公費負担となっている。

当該事業の対象疾患は、平成21年10月に11疾患が追加され、56疾患となっている。

また、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業についても、平成元年度から県が実施主体となり、医療費の給付を行い、患者の負担軽減を図っている。

第17表 特定疾患治療研究事業患者数

(単位：人)

疾患名	患者数		疾患名	患者数	
	21年度末	22年度末		21年度末	22年度末
ベーチェット病	(16)272	(15)279	広範脊柱管狭窄症	(1)28	(1)27
多発性硬化症	(25)164	(31)177	原発性胆汁性肝硬変	(2)150	(2)168
重症筋無力症	(6)174	(5)186	重症急性膵炎	(13)13	(9)9
全身性エリテマトーデス	(11)561	(13)578	特発性大腿骨頭壊死症	(5)235	(5)253
スモソン	(7)7	(6)6	混合性結合組織病	(1)102	(2)108
再生不良性貧血	(3)131	(2)133	原発性免疫不全症候群	5	4
サルコイドーシス	(4)208	(6)220	特発性間質性肺炎	(4)33	(4)47
筋萎縮性側索硬化症(ALS)	(80)120	(71)117	網膜色素変性症	(43)154	(57)169
強皮症、皮膚筋炎、多発性筋炎	(8)312	(7)324	プリオソン病	(3)3	(5)5
特発性血小板減少性紫斑病	(1)327	(1)332	肺動脈性肺高血圧症	(3)9	(4)12
結節性動脈周囲炎	(3)40	(4)44	神経線維腫症	(3)32	(4)33
潰瘍性大腸炎	(1)934	(2)1,016	亜急性硬化性全脳炎	0	0
大動脈炎症候群	(4)54	(4)53	バッド・キアリ症候群	0	0
ビュルガー(バージャー)病	(5)159	(5)155	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	(1)9	(1)7
天疱瘡	50	54	ライソゾーム病(ファブリー病含)	(1)3	(1)3
脊髄小脳変性症	(165)503	(188)528	副腎白質ジストロフィー	(1)2	1
クローソン病	(6)340	(7)354	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1	1
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	(1)1	(3)3	脊髄性筋萎縮症	0	1
悪性関節リウマチ	(8)111	(5)110	球脊髄性筋萎縮症	(1)1	(3)6
パーキンソン病関連疾患	(177)1,284	(179)1,338	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	(2)12	(4)44
アミロイドーシス	(1)10	12	肥大型心筋症	4	(1)13
後縦靭帯骨化症	(26)512	(34)526	拘束型心筋症	0	0
ハンチントン病	(4)6	(3)6	ミトコンドリア病	(2)6	(4)11
モヤモヤ病(ウイルス動脈閉塞症)	(7)76	(9)85	リンパ脈管筋腫症(LAM)	0	1
ウェゲナー肉芽腫症	13	12	重症多形滲出性紅斑(急性期)	0	0
特発性拡張型(うっ血型)心筋症	(12)102	(14)112	黄色靭帯骨化症	0	6
多系統萎縮症	(58)113	(60)119	間脳下垂体機能障害	113	185
表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	(1)3	(1)3	計	(726)	(782)
膿疱性乾癬	25	24		7,527	8,020

※( )は重症認定患者数の再掲である。

また、家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)～間脳下垂体機能障害の11疾患については平成21年10月から特定疾患に追加されている。

第18表 先天性血液凝固因子障害治療研究事業患者数

(単位：人)

年 度	18	19	20	21	22
患 者 数	64	62	64	65	69

## 2 難病患者地域支援対策推進事業

難病患者・家族の抱える医療及び日常生活上の相談に対し、保健所が実施主体となって専門医による医療相談を行い、疾患等に対する不安の解消を図るとともに、医療相談に参加できない要支援難病患者・家族に対しては、保健師・看護師等を「訪問相談員」として派遣しているもので、平成22年度は6保健所で21回の医療相談、延べ336件の訪問相談を実施している。

## 3 難病相談・支援センター運営事業

難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談支援を行うため、平成17年度から青森県難病相談・支援センター運営事業を青森県難病団体等連絡協議会に委託し、各種相談支援、患者会の交流会等の自主活動に対する支援及び講演・研修会等の開催を実施している。

## 4 難病患者等居宅生活支援事業

要介護の状態にありながら介護保険法、老人福祉法、身体障害者福祉法等の施策の対象とならない患者について、居宅における療養生活を支援するため、各市町村において、ホームヘルパー派遣、短期入所、日常生活用具給付を実施し、難病患者の生活の質（QOL）の向上を図るもので、当該制度を設けている市町村は平成22年度は30市町村となっている。

## 5 在宅重症難病患者家族支援事業

在宅療養を行っている重症難病患者（人工呼吸器を装着した筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者）を常時介護している家族の身体的・精神的負担を軽減するとともに、患者及び家族の生活の質の維持向上を図ることを目的に、平成13年3月から実施しており、平成22年度は、3保健所管内で5人が利用している。

## 第4節 ハンセン病回復者支援及び原爆被爆者援護対策

### 1 ハンセン病回復者支援

ハンセン病対策については、正しいハンセン病の知識の普及を図るほか、県内外のハンセン病回復者に対する支援を行っている。

第19表 療養所入所者の状況(本県関係分) (単位：人)

療養所名	所在地	入所者数				
		平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
国立療養所松丘保養園	青森県	54	52	51	49	47
〃 東北新生園	宮城県	4	3	3	3	3
〃 栗生楽泉園	群馬県	2	2	2	2	1
〃 多磨全生園	東京都	4	3	3	3	3
〃 駿河療養所	静岡県	3	3	2	2	2
計		67	63	61	59	56

### 2 原爆被爆者援護対策

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者の定期健康診断及び被爆者健康手帳の交付等を実施している。

また、医療特別手当(受給者3人)、健康管理手当(受給者66人)、保健手当(受給者2人)等の各種手当を支給している。

平成23年3月31日現在における原爆被爆者総数及び健康診断受診者数について、各保健所管内別の状況は、次のとおりである。

第20表 被爆者総数及び健康診断受診者数 (単位：人)

保健所別 区分	東地方 (青森市を含む)	弘前	八戸	五所川原	上十三	むつ	計
被爆者総数	18	11	23	2	12	5	71
健康診断受診者数							
一般検査(2回分)	14	10	24	1	12	5	66
がん検査(1回分)	7	7	12	1	8	2	37

## 第5節 水道対策

### 1 水道の普及整備の現状

清浄で豊富な飲料水を供給するため、水道の普及・整備に努めている。平成21年度末における給水人口は、1,336,306人で普及率は97.4%となっており、全国平均97.5%より0.1%低い。

第21表 水道種類別給水状況

(平成22年3月31日現在)

区分	施設数	総人口 ①	現在給水人口 ②	普及率 ②/① ×100	給水量			供給単価		
					年間 ③	一日平均 ③÷365 ④	一人一日平均 ④/②	年間有収水量 ⑤	年間給水収益 ⑥	供給単価 ⑥/⑤
上水道	か所 30	人 1,372,567	人 1,263,565	%	千 <sup>3</sup> 137,686	千 <sup>3</sup> 377	ℓ/人 299	千 <sup>3</sup> 121,488	千円 27,575,832	円/千 <sup>3</sup> 227
簡易水道	110		70,582		7,641	21	297	6,317	—	—
専用水道	67		2,159		—	—	—	—	—	—
計	207	1,372,567	1,336,306	97.4	145,327	398	298	127,805	—	—

### 2 水道整備の基本方針

青森県水道整備基本構想に掲げる以下の基本方針に基づき、広域的、計画的な水道の整備の推進に努める。

#### (1) 安全でおいしい水の供給

原水の水質に応じた適切な浄水処理と水質管理を行うとともに、水源地域の保全により原水の水質を向上させ、安全でおいしい水を利用者に供給する。

#### (2) 安定した水供給体制の確立

新規水源の開発や既存水源の有効活用により安定水源を確保するとともに、水利用の広域化や水の用途間転用により合理的な水利用を図り、安定した水供給体制を確立する。

#### (3) 安心できる水道の整備

施設の耐震化を推進するとともに、災害時の相互応援体制を充実させ、利用者が安心できる水道を整備する。

#### (4) 利用者の視点に立った水道づくり

十分な情報公開の下で利用者のニーズを的確に把握し、ニーズに応えられる水道サービスを提供するとともに、経営の合理化を推進し、利用者の視点に立った水道づくりを進める。

### 3 上水道・簡易水道等の整備

平成22年度の上水道事業の施設整備等における、水道水源開発等施設整備費補助対

象事業は石綿管の更新等11箇所を実施し、事業費2,927,903千円のうち、国庫補助金として828,690千円が交付されている。(第33表参照)

また、簡易水道事業の施設整備においては、簡易水道等施設整備費補助対象事業として施設の統合等4箇所を実施し、事業費645,205千円のうち、国庫補助金155,072千円が交付されている。(第34表参照)

平成23年度の施設整備等に関する国庫補助事業については、水道水源開発等施設整備費補助が八戸圏域水道企業団など8箇所を、簡易水道施設等整備費補助が東北町甲地地区など10箇所を予定している。

#### 4 水道の維持管理指導

水道に起因する事故を未然に防止し、清浄・豊富な飲料水を供給するために、施設等の維持管理の適正に努め、水源汚染防止、塩素滅菌等について管理指導の強化を行っている。

##### (1) 水源水質の確保

最近、様々な社会的要因による水源水質の汚染事故が増加する傾向にあるので、巡回監視体制の強化、水質検査の励行、汚染発生時もしくはその危険が予想される際の応急対策等について、水道事業者を指導している。

##### (2) 簡易専用水道の管理指導

ビルやマンション等に設置されている「貯水槽水道」については、従来から衛生的で安全な水道水の供給を図るための指導を行っており、受水槽容量が10m<sup>3</sup>を超える「簡易専用水道」については、立ち入り検査等を強化し、適正な維持管理を指導している。

##### (3) 小規模水道の監視

水道法の適用を受けない小規模水道については、利用者の健康を保護するため、昭和47年12月に制定した「青森県小規模水道規制条例」に基づき、市町村と連携を図りながら衛生上の措置等適正な管理について指導を行っている。

#### 5 飲用井戸等の衛生対策

近年、化学物質等による地下水汚染の拡大に伴う一般飲用井戸等の汚染や小規模受水槽を有する施設の不適切な管理等が全国的に問題となってきたことから、水道法等の規制の及ばない飲用井戸等の総合的な衛生確保を図るため、昭和62年8月に策定した「青森県飲用井戸等衛生対策要領」に基づき、実態の把握、施設の管理及び水質検査の実施等について指導している。

#### 6 災害時における給水体制の確立

災害の発生時には、県内の各水道事業体が相互に応援し合う「水道災害相互応援協定」(昭和44年4月)に基づき、給水器具・技術者・諸資材を被災市町村に対して応援する体制を確立し、地震・水害・異常湧水等に対処する。

第22表 平成22年度上水道事業における施設整備費等（国庫補助事業）

（単位：千円）

事業主体	事業種別	基本計画			施設整備計画		22年度事業費	補助率	左のうち 国庫補助額
		給水人口 (人)	最大給水量 (m <sup>3</sup> /日)	目標年次	工期	総事業費			
弘前市	水源開発・石綿管更新	176,120	75,930	H29	H6～H28	9,870,424	479,961	1/3	116,593
五所川原市	石綿管更新	55,000	33,680	H25	H7～H23	3,243,253	118,055	1/3	30,000
平内町	石綿管更新	15,100	5,700	H16	H5～H30	3,015,136	58,895	1/3	18,130
野辺地町	石綿管更新	20,640	11,010	H10	H9～H23	1,551,176	52,575	1/4	9,900
田子町	高度浄水施設	5,972	3,789	H26	H20～H23	423,279	166,599	1/3	54,067
八戸企業 戸水業 圏道団	重要給水・石綿管・老朽管更新	365,500	142,500	H28	S62～H28	86,230,186	785,513	1/3	192,500
津域企業 軽水業 広道団	水道広域	37,400	19,700	H35	H6～H30	20,279,639	1,237,746	1/3	400,000
久吉企業 夕水道団	石綿管更新	19,950	12,540	H19	H18～H22	272,430	28,559	1/3	7,500
合計	11箇所					124,885,523	2,927,903		828,690

第23表 平成22年度簡易水道事業における施設整備費等（国庫補助事業）

（単位：千円）

事業主体 (地区名)	事業種別	基本計画		施設整備計画		22年度事業費	補助率	左のうち 国庫補助額	
		給水人口 (人)	最大給水量 (m <sup>3</sup> /日)	工期	総事業費				
深浦町 (轟木追良瀬)	基幹改良	1,800	284	H21～H25	675,600	94,650	4/10	35,468	
東北町 (甲地)	統合簡水	3,478	1,469	H21～H27	1,574,000	386,426	1/4	72,795	
南部町 (二又)	統合整備	102	65	H21～H23	149,414	42,735	4/10	17,094	
八戸圏域水道 企業団 (島守)	統合整備	1,312	404	H22～H23	362,460	121,394	1/4	29,715	
合計	4箇所					2,761,474	645,205		155,072

## 第6節 生活衛生対策

### 1 営業施設

(1) 理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館及び公衆浴場など、いわゆる生活衛生関係営業は、日常生活に密接な関係があり、営業方法、施設の良否は公衆衛生上極めて重要であることから、

理容師法（昭和22年法律第234号）

美容師法（昭和32年法律第163号）

クリーニング業法（昭和25年法律第 207号）

興行場法（昭和23年法律第 137号）

旅館業法（昭和23年法律第 138号）

公衆浴場法（昭和23年法律第 139号）

等それぞれの関係法律に基づき、許可又は届出制により規制されており、その施設数は第24表のとおりである。

(2) 営業施設については、環境衛生監視員が常時立入検査を行い、衛生保持の状況及び施設の改善向上などについて指導を行っている。

第24表 生活衛生関係営業施設数 (H23.3.31現在)

区分 年度	県計	理容所	美容所	クリーニング所	興行場	旅館業				公衆浴場
						ホテル	旅館	簡易宿所	下宿	
平成22年度	7,300	1,942	2,597	920	60	90	692	563	28	408
平成21年度	7,315	1,968	2,587	933	60	91	707	534	29	406
前年度末比較	△15	△26	10	△13	0	△1	△15	29	△1	2

(青森市分を除く)

第25表 生活衛生関係営業許可(確認)件数

区分 年度	県計	理容所	美容所	クリーニング所	興行場	旅館業	公衆浴場
平成22年度	197	27	74	16	7	52	21
平成21年度	196	19	71	21	7	56	22

(青森市分を除く)

## 2 理容師養成施設及び美容師養成施設

理容師及び美容師を養成する施設として厚生労働大臣の指定を受けている県内の養成施設は、理容師養成施設が3施設、美容師養成施設が3施設となっている。

第26表 理容師、美容師養成施設 (H23.4.1現在)

指定年月日	施設名	所在地	養成定員				
			理容師養成施設		美容師養成施設		
			昼間 課程	通信 課程	昼間 課程	通信 課程	夜間 課程
平成10.4.1	ヘアアートカレッジ木浪学園	青森市久須志一丁目45の2	80	120	160	240	-
〃	八戸理容美容専門学校	八戸市小中野三丁目5の1	80	60	160	120	40
平成12.4.1	青森県ヘアアーティスト専門学校	弘前市大字表町6の4	80	120	80	120	-
	合計		240	300	400	480	40

### 3 公衆浴場入浴料金

物価統制令に基づき、公衆浴場の経営の安定及び諸物価の動静等との関係を考慮し入浴料金の指定の事務を行っており、本県における入浴料金の改定状況は第27表のとおりである。

第27表 青森県公衆浴場入浴料金改定状況

施行年月日	料 金			
	大人	中人	小人	洗 髪
昭和58年 3月 1日	235 円	110 円	50 円	—
60 10 1	250	120	50	—
平成元 8 1	265	120	50	—
4 9 1	300	140	60	—
9 7 29	350	150	60	—
18 7 1	390	150	60	—
20 10 20	420	150	60	—

また、公衆浴場の確保を図るため、物価統制令に基づく公衆浴場入浴料金で営業している公衆浴場に対し、次の助成措置を講じている。

名 称	制 度 の 概 要			平成22年度 実 績	備 考
	内 容	基 準	創設年度		
青森県公衆浴場施設整備費補助金	公衆浴場の経営の健全化及び衛生施設の充実を図るため、公衆浴場のかま又は手すり等を改善するために要する経費について、公衆浴場の経営者に対し、右の基準により補助する。	1. 補助対象基本額 1浴場当たり最高255万円 2. 補助率 経費の3分の1に相当する額又はかまの65万円、手すり等は20万円のいずれか低い額以内の額	昭和 50年度	かま4施設 2,600千円 手すり等 2施設 238千円	平成23年度 予定 かま4施設 手すり等 1施設 2,800千円

### 4 経営の指導

#### (1) 生活衛生経営指導事業

生活衛生関係営業の近代化及び合理化を推進するため、生活衛生営業経営特別相談員養成講習会の開催及び各生活衛生同業組合に対する指導育成を行っている。また、生活衛生関係営業の衛生水準の向上と利用者等の利益の擁護を図ることを目的として設立された（財）青森県生活衛生営業指導センターに対し助成を行い、経営指導等の充実を図っている。

#### (2) 生活衛生同業組合

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく生活衛生同業組合は、現在10業種設立されている。

第28表 生活衛生同業組合設立状況

(H23.4.1現在)

名 称	設立年月日	出資、非出資組合の別	組合員数
青森県興行生活衛生同業組合	昭和33年11月23日	非 出 資	44 人
〃 旅館ホテル 〃	33 1 31	出 資	280
〃 公衆浴場業 〃	33 3 28	〃	87
〃 理 容 〃	33 4 12	〃	1,185
〃 美 容 業 〃	33 2 13	〃	987
〃 クリーニング 〃	33 2 13	〃	96
〃 す し 業 〃	39 6 9	〃	104
〃 食 肉 〃	43 5 13	非 出 資	49
〃 料理飲食業 〃	58 11 22	〃	659
〃 社交飲食業 〃	62 6 26	出 資	550

## (3) (株)日本政策金融公庫融資指導事業

(株)日本政策金融公庫が行う生活衛生関係営業の近代化、合理化のための設備資金の融資について、借入申込金額が300万円を超えるものに対する推薦事務や借入手続きの指導を行っている。

## 5 墓地及び埋葬

墓地、火葬場等の管理及び埋葬等が、国民の宗教感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的に、市町村で行う埋火葬等の事務の指導等を行っている。

なお、昭和54年4月1日から墓地、火葬場等の経営許可等に関する事務については市町村に権限移譲している。

第29表 墓地、火葬場等施設数

(H23.3.31現在)

年度	区分	県 計	墓 地	火 葬 場	納 骨 堂
平成22年度		2,506	2,440	36	30
平成21年度		2,518	2,452	36	30

(青森市分を除く)

## 6 建築物における衛生的環境の確保

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年10月施行)により、特定建築物(興行場、百貨店、店舗、事務所、旅館等で床面積が3,000平方メートル以上の建築物)については、所有者等による届出が義務づけられている。

第30表 特定建築物の施設数

(H23.3.31現在)

施設数計	興行場	百貨店	店 舗	事務所	学 校	旅 館	その他
275	13	19	69	72	16	55	31

(青森市分を除く)

- (2) 建築物環境衛生に係る事業を営んでいる者は、建築物清掃業等8業種について、営業所ごとに知事の登録を受けることができる。

第31表 建築物環境衛生に係る登録営業所数 (H23.3.31現在)

登録数	建築物 清掃業	建築物 空気環境 測定業	建築物 空調用 ダクト清掃業	建築物 飲料水水 質検査業	建築物 飲料水貯 水槽清掃業	建築物 排水管 清掃業	建築物 ねずみ昆虫 等防除業	建築物 総合管理業
290	76	16	0	9	102	24	40	23

## 7 遊泳用プールの衛生指導

遊泳用プールについては厚生労働省の定める「遊泳用プールの衛生基準」に基づきプールの水質検査及び施設面の調査を行い、適正な衛生管理の指導を行っている。

## 8 家庭用品の有害物質含有検査

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和49年10月1日施行）に基づき、日常使用される家庭用品の試買検査を行ったところ、いずれも基準以下の結果であった。

第32表 平成22年度家庭用品の有害物質含有検査状況

有害物質 区分	ホルムアルデヒド	水酸化カリウム・ 水酸化ナトリウム	塩化水素・硫酸
対象品目 検査件数	よだれ掛け、下着、 くつ下、手袋、寝衣 等 10	家庭用洗剤 9	住宅用洗剤 1

## 第7節 食品衛生対策

### 1 営業施設

食品関係営業のうち、飲食店営業など34業種については、食品衛生法に基づき営業許可が必要とされている。

この許可は、申請に基づきその実態を調査し、青森県食品衛生法施行条例に定める施設基準に適合すると認められるものに対し、施設の構造等に応じて5年から9年の期限を付して許可するものであり、その権限は地域県民局長に委任している。

また、このほかに給食施設等許可を要しない食品関係営業施設がある。

第33表 許可を要する食品関係営業施設数

業種		県民局	東青	中南	三八	西北	上北	下北	合計
平成21年度			869	7,330	8,326	3,884	5,581	2,358	28,348
平成22年度			836	7,166	8,159	3,859	5,482	2,286	27,787
飲食店営業	一般食堂・レストラン		91	998	1,188	490	792	357	3,916
	仕出し・弁当屋		22	205	135	133	73	79	647
	旅館		23	161	88	88	130	131	621
	臨時飲食店		127	443	586	289	527	126	2,098
	その他		165	2,373	2,273	967	1,549	569	7,896
	計		428	4,180	4,270	1,887	3,071	1,262	15,178
菓子製造業			43	512	593	321	350	91	1,910
乳処理業			0	3	2	1	4	2	12
特別牛乳搾取処理業			0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業			0	5	3	0	2	2	12
集乳業			0	0	0	0	1	0	1
魚介類販売業			94	418	663	340	351	249	2,115
魚介類せり売業			0	1	8	11	6	4	30
魚肉ねり製品製造業			0	3	9	13	1	0	26
食品の冷凍又は冷蔵業			15	20	120	10	25	12	202
缶詰又は瓶詰食品製造業			5	67	23	24	17	4	140
喫茶店営業			18	319	443	142	210	74	1,206
あん類製造業			1	5	4	4	10	1	25
アイスクリーム類製造業			10	125	123	90	83	34	465
乳類販売業			98	696	866	365	569	283	2,876
食肉処理業			0	13	17	5	25	0	60
食肉販売業			76	425	486	232	368	173	1,760
食肉製品製造業			0	4	11	3	9	3	30
乳酸菌飲料製造業			0	1	0	0	0	0	1
食用油脂製造業			0	3	5	1	6	0	15
マーガリン又はショートニング製造業			0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業			4	22	51	41	34	5	157
醤油製造業			0	10	6	5	5	1	27
ソース類製造業			1	33	22	14	26	3	99
酒類製造業			0	13	10	3	5	4	35
豆腐製造業			2	15	45	29	33	7	131
納豆製造業			1	5	5	13	12	0	36
めん類製造業			6	31	75	10	45	20	187
そうざい製造業			31	142	244	176	179	48	820
添加物製造業			1	4	2	0	4	0	11
食品の放射線照射業			0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業			1	84	31	26	19	3	164
冰雪製造業			1	3	15	12	7	1	39
冰雪販売業			0	4	7	1	5	0	17

(青森市を除く)

第34表 許可を要しない食品関係営業施設数

業種		東青	中南	三八	西北	上北	下北	合計
平成21年度		294	2,595	2,248	1,357	1,432	803	8,729
平成22年度		294	2,593	2,253	762	1,414	805	8,121
給食施設	学校	5	33	39	25	7	22	131
	病院・診療所	2	43	37	8	38	10	138
	事業所	2	6	29	3	21	13	74
	その他	25	251	265	120	153	48	862
乳搾取業		0	7	0	3	16	0	26
食品製造業		20	225	40	16	34	21	356
野菜果物販売業		40	494	579	97	289	174	1,673
そうざい販売業		40	362	201	100	201	108	1,012
菓子販売業		40	591	342	141	373	159	1,646
食品販売業（上記以外）		60	474	419	155	210	187	1,505
添加物製造業		0	1	2	0	0	0	3
添加物販売業		30	48	70	34	10	30	222
氷雪搾取業		0	0	0	0	0	0	0
器具・容器包装おもちゃ販売業		30	58	230	60	62	33	473

（青森市を除く）

第35表 新規・更新営業許可件数（青森市を除く）

業 種		平成22年度			平成21年度
		計	新規	更新	
合計		5,060	2,095	2,965	5,736
合計（臨時を除く）		4,689	1,817	2,872	5,347
飲 店 業	一般食堂・レストラン	793	345	448	860
	仕出し・弁当屋	125	44	81	150
	旅館	136	16	120	170
	臨時飲食店	371	278	93	389
	その他	1,317	611	706	1,446
	計	2,742	1,294	1,448	3,015
菓子製造業		413	182	231	380
乳処理業		1	0	1	4
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0
乳製品製造業		3	2	1	5
集乳業		1	0	1	0
魚介類販売業		397	146	251	415
魚介類せり売業		12	2	10	7
魚肉ねり製品製造業		8	6	2	4
食品の冷凍又は冷蔵業		40	10	30	56
缶詰又は瓶詰食品製造業		31	10	21	40
喫茶店営業		157	5	102	254
あん類製造業		2	0	2	8
アイスクリーム類製造業		62	30	32	83
乳類販売業		500	128	372	682
食肉処理業		8	1	7	12
食肉販売業		339	92	247	387
食肉製品製造業		3	0	3	11
乳酸菌飲料製造業		0	0	0	1
食用油脂製造業		2	2	0	2
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0
みそ製造業		27	10	17	36
醤油製造業		3	1	2	8
ソース類製造業		19	7	12	16
酒類製造業		5	1	4	16
豆腐製造業		24	8	16	33
納豆製造業		7	2	5	4
めん類製造業		44	14	30	43
そうざい製造業		163	86	77	155
添加物製造業		2	0	2	3
食品の放射線照射業		0	0	0	0
清涼飲料水製造業		31	4	27	44
冰雪製造業		12	2	10	9
冰雪販売業		2	0	2	3

## 2 行商等の登録

魚介類の行商及びアイスクリーム類の行商については、食品衛生上の危害発生の防止を図るため、条例に基づき知事の登録を受けなければならない。

第36表 登録状況

年度 \ 種別	計	魚介類行商	アイスクリーム類行商
平成21年度	125件	41件	84件
平成22年度	119件	38件	81件

(青森市を除く)

## 3 監視指導

食品衛生監視指導は、食品衛生法の規定により、危害発生頻度の高い業種、流通の広域性、事業の規模及び地域の特性等を考慮して毎年度策定する食品衛生監視指導計画に基づき、重点的、効率的に実施している。

平成22年度は、食中毒対策として、食肉を調理、提供する飲食店及び食肉販売業、大量に調理品を提供する給食施設、ホテル、旅館等に対して、重点的に監視指導を行った。

また、県産土産品を製造する施設に対し、集中的に監視を行った。

表示については、JAS法、景表法、健康増進法及び薬事法等を管轄する関係部局と情報を共有しながら、表示相談時や監視時等に指導を行った。また、JAS法担当と合同で「青森県食品表示適正化指導チーム」として指導を行った。

第37表 食品関係営業施設監視状況（要許可）

業種	県民局	監視計画数	合計	東青	中南	三八	西北	上北	下北
平成21年度		13,765	14,979	484	4,129	4,139	2,135	2,362	1,730
平成22年度		13,794	13,354	385	3,625	3,275	2,189	2,369	1,511
飲食店営業		6,971	6,280	135	1,911	1,374	1,007	1,094	759
菓子製造業		957	1,153	36	322	342	203	182	68
乳処理業		13	28	0	6	7	1	5	9
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		12	21	0	5	3	0	4	9
集乳業		1	1	0	0	0	0	1	0
魚介類販売業		1,590	1,374	64	310	404	252	148	196
魚介類せり売業		29	40	0	1	6	21	7	5
魚肉ねり製品製造業		20	17	0	1	7	6	3	0
食品の冷凍又は冷蔵業		130	130	13	9	59	6	27	16
缶詰又は瓶詰食品製造業		89	109	0	44	29	23	11	2
喫茶店営業		406	312	2	80	121	20	58	31
あん類製造業		26	33	0	15	9	4	5	0
アイスクリーム類製造業		234	335	10	96	80	52	65	32
乳類販売業		1,002	1,253	48	315	287	188	240	175
食肉処理業		61	92	0	8	21	6	57	0
食肉販売業		1,073	1,104	40	297	242	201	181	143
食肉製品製造業		31	47	0	4	21	7	12	3
乳酸菌飲料製造業		1	2	0	1	1	0	0	0
食用油脂製造業		13	19	0	2	6	0	11	0
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業		84	65	1	7	19	20	17	1
醤油製造業		20	22	0	6	5	5	5	1
ソース類製造業		54	86	0	33	16	9	24	4
酒類製造業		12	11	0	4	1	1	4	1
豆腐製造業		69	67	3	5	16	16	25	2
納豆製造業		20	19	3	1	2	4	9	0
めん類製造業		102	121	5	16	45	7	39	9
そうざい製造業		574	469	22	71	129	97	109	41
添加物製造業		11	9	1	0	1	0	7	0
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業		169	111	1	53	15	26	13	3
氷雪製造業		13	20	1	1	5	6	6	1
氷雪販売業		7	4	0	1	2	1	0	0

（青森市を除く）

第38表 食品関係営業施設監視状況（許可不要）

業種	県民局	監視計画数	合計	東青	中南	三八	西北	上北	下北
平成21年度		3,968	8,552	564	2,907	1,976	1,215	1,028	862
平成22年度		3,542	5,582	484	1,032	1,553	1,057	760	696
給食施設	学校	122	129	5	34	30	26	11	23
	病院・診療所	76	70	2	25	14	9	15	5
	事業所	24	15	2	0	3	0	6	4
	その他	535	285	24	88	9	78	40	46
	小計	757	499	33	147	56	113	72	78
乳搾取業		9	0	0	0	0	0	0	0
食品製造業		195	117	6	12	55	15	12	17
野菜果物販売業		555	851	50	181	239	187	87	107
そうざい販売業		419	767	66	124	213	153	118	93
菓子販売業		682	1,081	99	218	283	174	160	147
食品販売業（上記以外）		714	1,352	140	292	386	234	164	136
添加物製造業		2	1	0	0	0	1	0	0
添加物販売業		63	439	43	13	169	94	63	57
冰雪搾取業		0	0	0	0	0	0	0	0
器具・容器包装おもちゃ販売業		146	475	47	45	152	86	84	61

（青森市を除く）

#### 4 収去検査

##### （1）流通食品等の収去検査

県内で製造又は流通している食品及び添加物等を収去し、食品衛生法で定められた規格基準への適合状況や食中毒菌による汚染実態等について検査を行った。平成22年度の検査結果は、規格基準違反が3件、表示基準違反が7件であり、関係営業者に対し保健所が改善指導や改善報告書の徴収等の行政措置を講じた。

##### （2）野菜、果物等の有害物質検査

野菜、果実等に係る残留農薬の規制については、食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品について、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止するという新しい制度（ポジティブリスト制度）が平成18年5月29日から施行された。

平成22年度は、有機塩素系、有機リン系、有機窒素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等256～265種類の農薬について、12品目の野菜・果実等（冷凍野菜を含む）95検体を検査し、その結果、食品衛生法に基づく残留農薬基準値を超えるものはなかった。

##### （3）魚介類の残留有害物質について

国の通知に基づき、魚介類に残留するPCB、水銀、有機スズ化合物（TBTO）及びクロルデンの検査を実施しており、平成22年度は、5検体いずれも規制

値（暫定規制値含む。）以下であった。

(4) ホタテガイの下痢性貝毒等検査について

ホタテガイについては貝毒検査を実施しており、平成22年度は14検体いずれも規制値以下であった。

(5) 畜水産物中の残留抗菌性物質等検査について

平成18年5月29日から、食品中に残留する農薬等についてもポジティブリスト制度が施行され、食肉等の畜水産物についても動物用医薬品等に係る新たな基準が設定された。

平成22年度は牛肉26検体、豚肉35検体、鶏肉29検体、鶏卵11検体、牛乳8検体の合計109検体について抗生物質等の検査を実施したが、いずれも不検出若しくは陰性であった。

(6) アレルギー物質の検査について

平成14年から、食品中に含まれる小麦、そば、卵、乳、落花生のアレルギー表示が義務づけられ、平成20年6月からは、えび、かにが追加された。

平成22年度は菓子、そうざい等40検体についてアレルギー物質の検査を行い、2件の表示違反が認められたため、関係業者に対し保健所が適正な表示に改めるよう指導を行った。

第39表 平成22年度収去検査実施状況

	試験の内容												違反検体数	
	試験検体数	細菌試験			理化学試験						動物を用いる検査	その他		
		細菌	ウイルス	その他	残留農薬	食品添加物	残留動物用医薬品	アレルギー物質	遺伝子組換え食品	その他				
魚介類	69	45	5	11	0	0	0	0	0	0	11	14	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	凍結直前加熱の加熱後摂取冷凍食品	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	41	22	0	0	0	30	0	3	0	0	0	0	0	1
肉卵類及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	873	82	0	0	0	4	789	0	0	0	0	0	0	0
乳	17	12	0	0	0	0	16	0	0	12	0	0	0	3
乳製品	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳類加工品 (アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類、氷菓	14	14	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	23	9	0	0	0	1	0	7	2	0	0	0	0	0
野菜類・果物及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	128	10	0	0	101	16	0	0	4	0	0	0	0	2
菓子類	75	49	0	0	0	22	0	24	0	0	0	0	0	3
清涼飲料水	20	6	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0
酒精飲料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
缶詰・瓶詰食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品	107	88	0	0	0	15	0	4	0	0	0	0	0	2
添加物及びその製剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,379	349	5	0	101	88	805	0	8	37	14	0	11	

## 5 行政処分

食品衛生法違反が確認された場合は、その措置について検討を行い、食品衛生上の危害防止の観点から、違反した者に対し営業停止等の行政処分等を行うこととしている。

営業許可の取消しを除く行政処分の権限は地域県民局長に委任されている。

第40表 違反件数及び行政処分実施状況

区分 年度	違反 件数	違反内容					違反条項										行政処分等内容					
		表 示	異 物	規 格 基 準	添 加 物	そ の 他	法 6 条	法 9 条	法 10 条	法 11 条	法 19 条	法 20 条	法 50 条	法 52 条	そ の 他	禁 止	停 止	廃 棄	回 収	整 備 改 善	告 発	そ の 他
平成21年度	17	8	0	2	0	7	7	0	0	2	8	0	0	0	0	0	6	0	1	0	0	10
平成22年度	21	14	0	2	0	5	5	0	0	2	14	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	16

## 6 食中毒発生状況

食中毒の発生防止は、食品衛生の重要課題であり、食中毒の発生時には、保健所が、疫学的調査及び微生物学的検査等を実施し、発生原因を究明の上、原因食品や発生の機序を排除する等、必要な処分及び指導等の措置を講じ、被害の拡大及び再発防止に努めている。

第41表 食中毒発生状況

年 (1月～12月)	発生 件数	患者数 (人)	死者(再掲) (人)	病因物質				
				病原微 生物	自然毒	化学 物質	その他	不明
平成21年	5	59	0	3	2	0	0	0
平成22年	15	126	0	11	3	0	1	0

## 7 輸出水産食品

### (1) 対EU輸出水産食品に係る業務

対EU水産食品の取扱いについては、国が定める「対EU輸出水産食品の取扱要領」に基づき行うこととなっている。

#### ア 対EU輸出ホタテガイに係る業務

本県産ホタテガイのEU域内への輸出については、平成7年の禁輸措置を受け、国、県、加工業者等が、輸出再開に向けて体制の整備を行い、平成14年に禁輸措置が解禁された後、順調に輸出されているところである。

ホタテガイを輸出するためには、当該ホタテガイの生産海域の衛生管理及び同海域から採捕するホタテガイの水揚げから加工等までのすべての過程において、衛生管理を確保しなければならないことから、県は、「青森県対EU輸出ホタテガイ管理要領」を策定し、EU向けホタテガイの生産海域として県が指定した

「陸奥湾東部海域」から採捕されるEU向けホタテガイの管理を行っている。

(ア) 対EU輸出ホタテガイ生産海域のモニタリングについて

生産海域については、国の要領に基づき設置された青森県貝類衛生対策委員会が策定した「対EU輸出ホタテガイのモニタリングに係るサンプリング及び不正行為の防止計画書」により定められた定点から、ホタテガイ及び海水をサンプリングし、貝毒等に係るモニタリングを実施している。

「青森県対EU輸出ホタテガイ管理要領」の規定により、当該モニタリング結果に基づき、生産海域の開放、閉鎖及び一時閉鎖等を行い、当該海域の管理及び採捕されるホタテガイの衛生要件を確保している。

(イ) 不正行為の防止について

採捕したホタテガイの由来、搬送先に不正がないことを確認するため、「対EU輸出ホタテガイのモニタリングに係るサンプリング及び不正行為の防止計画書」に基づき、各EU向けホタテガイ採捕者に対し発行している「EU向けホタテガイ搬送票」の使用および保管状況等を確認し、不適正使用等不正行為に係るモニタリングを実施している。

イ 対EU輸出水産食品取扱い施設等について

EUへ水産食品を輸出する加工施設等については、同要領の認定要件を満たした施設として、都道府県等が認定を行うこととされている。

県では、平成13年2月にホタテガイ加工施設1施設を認定したが、当該認定施設は、平成18年10月青森市が中核市となったことから、青森市の所管となった。

また、EUへ水産食品の輸出を希望している加工施設等に対し、随時、相談等に応じ、同要領に定める衛生要件等について指導、助言を行っている。

(2) 対米輸出水産食品に係る業務

対米水産食品の取扱いについては、国が定める「対米輸出水産食品の取扱い要領」に基づき行うこととされている。

米国に水産食品を輸出するためには、同要領の認定要件を満たした施設として県から認定を受ける方法の他に、県以外の第三者機関から、当該施設が米国連邦規則に基づいて製造していることの証明を受ける等の方法があり、県では、平成22年度末現在、1施設を認定している。

当該認定施設に対しては、同要領に基づき、国から指名を受けた対米指名食品衛生監視員（保健衛生課配置）が施設の整備、改善及び衛生管理等について、監視、指導を行っている。

第42表 対米輸出水産食品取扱い認定施設

認定施設名	所在地	対米認定年月日	品目
武輪水産株式会社	八戸市	平成12年9月4日	シメサバ

### (3) ベトナム向け輸出水産食品に係る業務

ベトナムに輸出する水産食品の取扱いについては、国が定める「ベトナム向け輸出水産食品取扱要領」に基づき行うこととされ、当該食品を最終的に製造した登録施設を管轄する都道府県等衛生部局が衛生証明書の発行を行うこととされている。平成22年9月1日から平成23年3月31日までの期間における衛生証明書の発行件数は3件であった。

## 第8節 食肉衛生対策

食肉衛生検査所の検査機器等の整備及び食肉検査体制の強化を図り、最新の科学技術に立脚した食肉検査を実施し、安全で衛生的な食肉の供給に努めている。

なお、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく食鳥検査については、平成15年4月1日から(社)青森県獣医師会へ委任している。

### 1 食肉衛生検査所

第43表 名称及び所管区域

名 称	位 置	備 考
十和田食肉衛生検査所	十和田市	八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、上北郡、下北郡 三戸郡（三戸支所の所管区域を除く）
三戸支所	三戸郡三戸町	三戸町、田子町
田舎館食肉衛生検査所	南津軽郡田舎館村	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡 西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡

### 2 と畜場及び食鳥処理場

第44表 と畜場設置状況

	と畜場名	所在地	許可年月日	開設者	一日当り 処理能力 大動物/小動物
十和田食肉衛生検査所	十和田食肉センター	十和田市	S 43. 9. 20	十和田地区食肉処理 事務組合	100/1,200
	三沢市食肉 処理センター	三沢市	H 8.10. 1	三 沢 市	0/1,300
	日本フードパッカー(株) 青森工場	上北郡 おいらせ町	H 8. 4. 1	日本フードパッカー 株 式 会 社	50/1,500
	(株)三戸食肉センター	三戸郡 三戸町	H 6. 3. 17	株式会社三戸食肉 セ ン タ ー	66/650
田舎館生 館検査 食査 肉所	(株)青森畜産公社 津軽食肉センター	南津軽郡 田舎館村	S 52. 11. 14	株式会社青森畜産公社	20/520

第45表 食鳥処理場設置状況（年間30万羽超処理施設）

	食鳥処理場名	所在地	許可年月日	設置者	鳥の種類	
十和田食肉衛生検査所	1	日本ホワイトファーム(株)東北食品工場	横浜町	H 6. 6. 15	日本ホワイトファーム株式会社	鶏
	2	(株)阿部繁孝商店 田子工場	田子町	H 4. 3. 27	株式会社 阿部繁孝商店	鶏
	3	(株)阿部繁孝商店 五戸工場	五戸町	〃	〃	鶏
	4	プライフーズ(株) 第一ブロイラーカンパニー細谷工場	三沢市	〃	プライフーズ株式会社	鶏
	5	(株)ヤマショウフーズ 東北事業部	十和田市	H 17. 3. 8	株式会社 ヤマショウフーズ	鶏
	6	有限会社石澤産業	階上町	H 5. 3. 26	有限会社石澤産業	鶏

第46表 認定小規模食鳥処理場設置状況（年間30万羽以下処理施設）

	食鳥処理場名	所在地	許可年月日	設置者	鳥の種類	
十和田食肉衛生検査所	1	(有)アイトク販売東北	南部町	H 4. 4. 9	有限会社 アイトク販売東北	鶏 鴨
	2	農事組合法人銀の鴨	おいらせ町	H 5. 3. 11	農事組合法人銀の鴨	あひる (フランス鴨)
	3	青森シャモロック 食鳥処理場	五戸町	H 17. 12. 5	有限会社青森県 農産物生産組合	鶏
田舎館食肉衛生検査所	1	大鰐シャモロック ファーム	大鰐町	H 17. 10. 3	有限会社大鰐振興	鶏

### 3 と畜検査

第47表 と畜検査頭数及び検査結果に基づく措置

(単位：頭)

畜種	年度	と畜検査頭数	と畜検査の結果に基づく措置		
			禁止	全部廃棄	一部廃棄
牛	20	28,463	0	151	13,000
	21	29,888	0	161	12,566
	22	29,522	0	187	11,593
とく	20	187	0	10	94
	21	275	0	4	150
	22	214	0	3	114
馬	20	1,266	0	3	397
	21	1,252	0	3	283
	22	1,271	0	8	291
豚	20	945,215	0	627	399,835
	21	962,990	0	813	351,301
	22	966,669	0	695	377,309
めん羊	20	37	0	0	7
	21	42	0	0	1
	22	60	0	0	5
山羊	20	8	0	0	2
	21	15	0	0	3
	22	15	0	0	2
計	20	975,176	0	791	413,335
	21	994,462	0	981	364,304
	22	997,751	0	893	389,314

第48表 平成22年度と畜検査の実績

名称	畜種 と畜場名	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	計
		十和田食肉センター	7,854	182	510	179,278	55	15
十和田食肉衛生検査所	日本フードパッカー(株)青森工場	11,090	11	0	320,347	0	0	331,448
	三沢市食肉処理センター	0	0	0	285,633	0	0	285,633
	(株)三戸食肉センター	10,497	10	0	148,605	0	0	159,112
	計	29,441	203	510	933,863	55	15	964,087
	田舎館食肉衛生検査所	(株)青森畜産公社津軽食肉センター	81	11	761	32,806	5	0
計	81	11	761	32,806	5	0	33,664	
合計	計	29,522	214	1,271	966,669	60	15	997,751

4 食鳥検査 ((社)青森県獣医師会へ委任)

第49表 食鳥検査羽数及び検査結果に基づく措置(年間30万羽超処理施設) (単位:羽)

種類	年度	食鳥検査羽数	食鳥検査の結果に基づく措置		
			禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
ブロイラー	20	41,037,906	245,261	465,945	1,801,600
	21	42,211,558	316,657	717,947	1,719,359
	22	42,621,891	568,608	846,330	1,784,767
成 鶏	20	5,590,198	14,322	75,239	84,909
	21	5,576,870	9,479	63,855	56,048
	22	5,788,651	16,974	76,881	39,935
計	20	46,628,104	259,583	541,184	1,886,509
	21	47,788,428	326,136	781,802	1,775,407
	22	48,410,542	585,582	923,211	1,824,702

第50表 平成22年度食鳥処理場別実績(年間30万羽超処理施設)

	食 鳥 処 理 場 名	食鳥処理羽数	備 考
1	日本ホワイトファーム(株)東北食品工場	13,037,243	ブロイラー
2	(株)阿部繁孝商店田子工場	10,651,800	〃
3	(株)阿部繁孝商店五戸工場	8,689,312	〃
4	プライフーズ(株)第一ブロイラーカンパニー細谷工場	10,243,536	〃
5	(株)ヤマショウフーズ東北事業部	4,233,208	成 鶏
6	有限会社石澤産業	1,555,443	〃
	合 計	48,410,542	

## 5 認定小規模食鳥処理場確認状況

第51表 認定小規模食鳥処理業者における確認状況（年間30万羽以下処理施設）（単位：羽）

種類	年度	食鳥確認羽数	法第19条に基づく措置		
			禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
成 鶏	20	177,012	0	587	0
	21	215,953	0	1,097	0
	22	193,513	0	981	0
フランス鴨	20	6,370	0	0	0
	21	6,512	0	0	0
	22	7,180	0	0	0
シャモロック	20	43,391	3	362	1,931
	21	48,356	2	1,967	2,217
	22	49,781	3	1,921	2,400
計	20	226,773	3	949	1,931
	21	270,821	2	3,064	2,217
	22	250,474	3	2,902	2,400

第52表 平成22年度認定小規模食鳥処理場別の確認実績

		食 鳥 処 理 場 名	食鳥確認羽数	備 考
十 衛 生 検 査 所 和 田 食 肉 所	1	(有)アイトク販売東北	193,513	成 鶏
	2	農事組合法人銀の鴨	7,180	フランス鴨
	3	青森シャモロック食鳥処理場	34,517	シャモロック
田 衛 生 検 査 所 舎 館 食 肉 所	1	大鰐シャモロックファーム	15,264	シャモロック
		合 計	250,474	

## 第9節 動物愛護管理等対策

### 1 狂犬病予防の推進

平成12年度から犬の登録及び狂犬病予防注射等の事務は市町村の事務となっているが、狂犬病は、依然として先進国を含む多くの国において流行していることから、県は狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射等の実施について、住民に対し周知徹底を図っている。

第53表 狂犬病予防事業実績

(単位：頭)

区分 年度	新規登録数	登録実数	狂犬病予防 注射数	捕獲数	返還数	殺処分頭数
平成20年度	5,129	65,952	51,529	679	142	1,052
平成21年度	4,935	64,172	50,581	702	188	1,042
平成22年度	4,532	61,241	49,601	754	194	906

(青森市を除く)

## 2 動物愛護管理の推進

県は、動物の愛護及び管理に関する法律第6条の規定に基づき、国が策定した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即した「青森県動物愛護管理推進計画」を平成20年3月25日に策定した。

県では、動物愛護管理に関する業務を総合的に行う「青森県動物愛護センター」を拠点として、当該推進計画に基づいた施策を推進する。

### (1) 動物の適正飼養管理

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業や特定動物の適正飼養管理等についての指導を行っている。また、青森県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、飼い犬等の適正飼養管理等についての指導を行っている。

第54表 特定動物の許可等の状況

年度	区分	許可件数	届出件数
平成20年度		1	30
平成21年度		2	19
平成22年度		9	27

第55表 飼い犬の適正管理指導状況

(単位：件)

年度	区分	加害届	被害届	措置命令	告発	調査回数	苦情届出
平成20年度		33	38	0	0	39	1,112
平成21年度		49	57	0	0	56	1,237
平成22年度		43	45	0	0	49	1,160

### (2) 引取・収容

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬及びねこの引取並びに公共の場所における死傷動物の収容の業務を実施している。

第56表 犬及びねこの引取並びに死傷動物の収容状況

(単位：頭)

年度	引取数			収容数				計
	犬	ねこ	計	犬	ねこ	その他	計	
平成20年度	500	1,391	1,891	173	430	26	629	2,520
平成21年度	426	1,244	1,670	193	481	30	704	2,374
平成22年度	412	1,740	2,152	65	161	26	252	2,404

(青森市を除く)

### (3) 処分

捕獲した犬及び引取、収容した犬、ねこの焼却処分については、平成18年4月から青森市滝沢地区に設置した動物愛護センター管理施設で行っている。

第57表 動物の処分状況 (単位：頭)

年度	犬		ねこ		その他		処分数
	焼却	埋却	焼却	埋却	焼却	埋却	
平成20年度	1,176	0	2,305	0	26	0	3,481
平成21年度	1,125	0	2,194	0	29	0	3,348
平成22年度	983	0	2,340	0	26	0	3,349

### (4) 譲渡

引き取った犬ねこ等に生きる機会を与えるため、新しい飼い主を探し譲渡を行っている。また、平成18年4月からは、譲渡する犬及びねこについて健康診断や感染症予防ワクチンの接種を行っている。

第58表 譲渡の状況 (単位：頭)

年度	犬	ねこ	計
平成20年度	171	44	215
平成21年度	112	26	138
平成22年度	118	42	160

## 3 化製場等の指導

化製場並びに魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とした飼料、肥料を製造する施設及びこれらのものを貯蔵する施設（法第8条に規定する施設）については、化製場等に関する法律に基づき許可をしており、各地域県民局長に事務委任している。

第59表 化製場等の施設数

年度	死亡獣畜取扱場	化製場	8条準用施設
平成20年度	10	4	11
平成21年度	10	4	12
平成22年度	9	4	16

